

2月18日(金)現在

本県の新型コロナウイルスの感染状況は  
国評価レベル2(警戒を強化すべきレベル)です

医療提供体制は、実質的に国評価レベル3と同様の状況にあります

「まん延防止等重点措置」の適用が3月6日まで延長されます

県内では、**厳冬期に入り病院等の利用者が増加する中、新型コロナウイルスの新規感染者が爆発的に増加**したことから、現在の病床利用率は、受入可能病床(約590床)に対して60%を超え、極めてひっ迫した状況が続いています。この感染拡大を抑制するため、本県に適用されている「**まん延防止等重点措置**」の期間が**3月6日まで延長**されることが決定しました。

感染力が強いオミクロン株においても、基本的な感染予防対策は変わりません。県民の皆様には、**感染リスクの高い場所への外出の自粛、会話時の不織布マスクの着用、室内での換気の徹底や大人数での行動は避けて**頂くなど、引き続き、**感染防止への厳重な警戒**をお願いします。

2月17日現在

病床利用率 現在受入可能な病床 (約590床)に対する割合	
(全県)	
63.6%	
東部	69.8%
中部	71.2%
西部	49.0%

【まん延防止等重点措置の概要】

- 期間 令和4年1月27日(木)～**3月6日(日)**
- 対象区域 県内全域
- 要請内容 感染リスクが高い場所への外出自粛、飲食店の営業時間短縮等  
(詳しくは「県民・事業者の皆様へ」をご確認ください)

直近1週間の10万人  
当たり新規陽性者数

281.0人

県外への移動を検討されている皆様へ

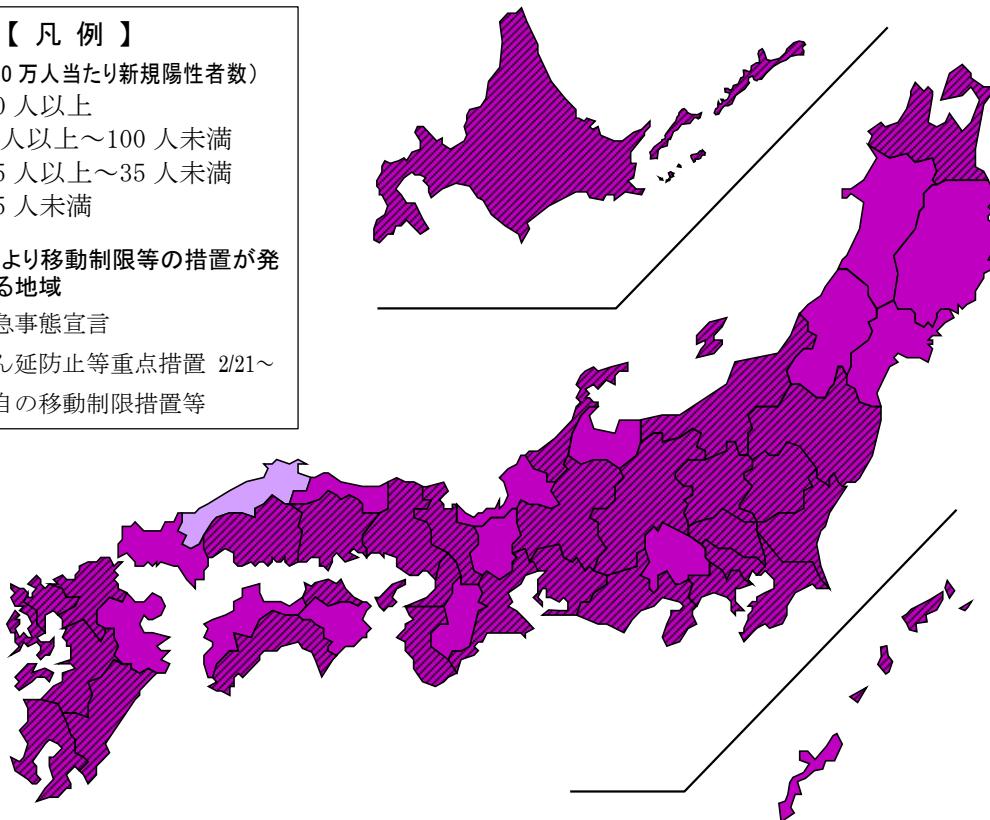
本県に「**まん延防止等重点措置**」が適用されています。県外への不要不急の移動は極力控えるようお願いいたします。やむを得ず県外へ移動する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所へは訪問しないようにしてください。

全国の直近1週間10万人当たり新規陽性者数(2月17日現在)

【凡例】

- 感染状況(10万人当たり新規陽性者数)
- 100人以上
  - 35人以上～100人未満
  - 7.5人以上～35人未満
  - 7.5人未満

- 感染拡大により移動制限等の措置が発出されている地域
- 緊急事態宣言
  - まん延防止等重点措置 2/21～
  - 独自の移動制限措置等



次回発表予定 令和4年2月25日(金)

※上記発表前でも必要に応じて随時発表する場合があります

## 県民の皆様へのお願い

通常医療を含めた医療提供体制のひっ迫や社会機能の維持が大きな課題です

### 医療提供体制の現状

#### (コロナ入院患者の状況)

○県内の感染者は今週も1週間で1万人以上発生し、軽症者が多い一方、**基礎疾患等を抱える高齢者の割合が増加**したことにより、**中等症以上の患者は約240人に増加**しています。現状で、**コロナ患者を受入可能な確保病床(約590床)の使用率は、63%**に達しています。また、医療機関内でのクラスター発生により、**受入可能病院以外でも130人以上の方が入院**されています。

#### (通常医療の状況)

○冬期のため、脳血管疾患や心疾患などの疾病による治療が必要な方が増加しており、各医療圏域における2次、3次の**救急医療病院の病床はひっ迫**し、救急搬送先がすぐに見つからない事態も生じています。また、発熱等診療医療機関には、コロナを疑う発熱者の受診が増加し、**通常診療も繁忙**となっています。こうした中、**コロナ医療をこれ以上拡充すると、救急医療と通常医療を削る結果となり医療崩壊の危険が高まります。**

### 社会機能の維持

○感染者数が週に1万人を越す状態が続き、その数倍の濃厚接触者が発生していることから、**療養者及び自宅待機者が増加し、社会機能維持が課題**となっています。また、現在、学校、高齢者施設、児童福祉施設、病院でのクラスターがひん発しています。その中では、休校、休園などの措置がとられ、家庭で子供や高齢者を見る必要が生じており、**出勤できない方が増えて、業務が普段どおり行えない事業所等がある**と思われまます。

### 県民の皆様へのお願い

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛**をお願いします。また、外出する場合には、**大人数での行動は回避、特に高齢者や基礎疾患のある方は慎重に行動**するようお願いいたします。
- 家庭内における換気、手指消毒などの感染防止対策を徹底してください。特に、高齢者や基礎疾患のある方など**重症化リスクが高い方がいる家庭では**、体調が悪い方がいる場合等は、**家庭内でも可能な限り不織布マスクを着用**してください。
- 飲食を伴う会合は、なるべく、家族や日頃行動を共にする少人数に限り、**同一グループの同一テーブルでの利用は4人以内**とし、食事は黙って食べ、**会話時は必ず不織布マスクを着用**し、短時間とするようお願いいたします。
- お住まいの市町から接種券が届きましたら、予約後、**ワクチンの接種**をお願いします。

### 事業者の皆様等へのお願い

- 食品衛生法の営業許可を受けた**飲食店に対し、営業時間の短縮を要請**します。(要請内容については右の二次元コードからご確認ください。)
- 不特定多数の者が利用する集客施設に対し、入場者の整理、発熱その他の感染症の症状を呈している者の入場禁止、入場者に対するマスク着用の周知等を要請します。
- 事業所等の皆様は、**大人数での会議を極力避けて**頂き、職場の換気の確保、休憩室や更衣室で不織布マスクは外さないなど、**徹底した感染防止対策**をお願いします。また、出勤者の削減目標を定め、在宅勤務や時差通勤等の**人と人が接触する機会を低減**する取組もお願いします。
- 学校等では、**学びの機会の確保**とともに、児童・生徒・学生への**基本的な感染防止対策の更なる徹底**のほか、部活動などの**感染リスクの高い活動等の制限等**をお願いします。



要請の詳細内容は、「まん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針」をご覧ください。

## 静岡県内市町別「直近1週間・人口10万人当たりの新規陽性者数」

単位	人口 (A) 人	1月28日～2月3日		2月4日～2月10日		2月11日～2月17日		単位	累計 陽性者数 人
		陽性者数 計 (B) 人	対人口 10万人 B/(A/100) 人	陽性者数 計 (B) 人	対人口 10万人 B/(A/100) 人	陽性者数 計 (B) 人	対人口 10万人 B/(A/100) 人		
沼津市	189,677	486	256.2	632	333.2	496	261.5	沼津市	3,882
熱海市	36,351	119	327.4	152	418.1	79	217.3	熱海市	821
三島市	108,435	206	190.0	267	246.2	248	228.7	三島市	1,880
富士宮市	128,748	199	154.6	474	368.2	274	212.8	富士宮市	1,907
伊東市	65,704	196	298.3	149	226.8	129	196.3	伊東市	1,236
富士市	245,089	575	234.6	1,059	432.1	640	261.1	富士市	4,756
御殿場市	87,345	295	337.7	261	298.8	274	313.7	御殿場市	2,030
下田市	21,161	41	193.8	23	108.7	9	42.5	下田市	281
裾野市	51,206	118	230.4	87	169.9	66	128.9	裾野市	721
伊豆市	29,427	51	173.3	68	231.1	50	169.9	伊豆市	399
伊豆の国市	46,976	108	229.9	119	253.3	78	166.0	伊豆の国市	791
東伊豆町	11,771	10	85.0	9	76.5	3	25.5	東伊豆町	112
河津町	6,907	7	101.3	1	14.5	5	72.4	河津町	40
南伊豆町	7,970	9	112.9	3	37.6	3	37.6	南伊豆町	61
松崎町	6,246	2	32.0	5	80.1	5	80.1	松崎町	34
西伊豆町	7,384	1	13.5	3	40.6	72	975.1	西伊豆町	124
函南町	36,859	95	257.7	113	306.6	82	222.5	函南町	593
清水町	32,099	117	364.5	116	361.4	91	283.5	清水町	728
長泉町	43,015	111	258.0	131	304.5	88	204.6	長泉町	825
小山町	18,600	99	532.3	67	360.2	51	274.2	小山町	475
<b>東部20市町</b>	<b>1,180,970</b>	<b>2,845</b>	<b>240.90</b>	<b>3,739</b>	<b>316.60</b>	<b>2,743</b>	<b>232.27</b>	<b>東部20市町</b>	<b>21,696</b>
静岡市	692,632	2,265	327.0	2,436	351.7	2,057	297.0	静岡市	15,177
島田市	96,099	140	145.7	206	214.4	198	206.0	島田市	1,445
焼津市	136,752	452	330.5	611	446.8	736	538.2	焼津市	3,642
藤枝市	142,069	319	224.5	399	280.8	393	276.6	藤枝市	2,433
牧之原市	44,275	198	447.2	179	404.3	175	395.3	牧之原市	1,044
吉田町	28,936	109	376.7	183	632.4	194	670.4	吉田町	800
川根本町	6,438	14	217.5	2	31.1	10	155.3	川根本町	67
<b>中部 7市町</b>	<b>1,147,201</b>	<b>3,497</b>	<b>304.83</b>	<b>4,016</b>	<b>350.07</b>	<b>3,763</b>	<b>328.02</b>	<b>中部 7市町</b>	<b>24,608</b>
浜松市	791,854	2,318	292.7	2,440	308.1	2,226	281.1	浜松市	15,685
磐田市	166,310	644	387.2	850	511.1	527	316.9	磐田市	4,134
掛川市	115,133	234	203.2	238	206.7	264	229.3	掛川市	1,753
袋井市	86,928	206	237.0	242	278.4	209	240.4	袋井市	1,586
湖西市	58,667	250	426.1	322	548.9	209	356.2	湖西市	1,618
御前崎市	31,396	78	248.4	99	315.3	68	216.6	御前崎市	553
菊川市	47,355	104	219.6	86	181.6	150	316.8	菊川市	1,113
森町	17,764	22	123.8	47	264.6	26	146.4	森町	204
<b>西部 8市町</b>	<b>1,315,407</b>	<b>3,856</b>	<b>293.14</b>	<b>4,324</b>	<b>328.72</b>	<b>3,679</b>	<b>279.69</b>	<b>西部 8市町</b>	<b>26,646</b>
その他		48		76		52		その他	819
<b>合計(静岡県)</b>	<b>3,643,578</b>	<b>10,246</b>	<b>281.21</b>	<b>12,155</b>	<b>333.60</b>	<b>10,237</b>	<b>280.96</b>	<b>合計(静岡県)</b>	<b>73,769</b>

※1 人口は、2019年5月1日現在の市町別推計人口

※2 数値は速報値であり、感染者にかかる詳細調査等により、後日数値が訂正・変更される場合あり

# 新型コロナウイルスの感染状況や医療のひっ迫状況等を評価する国のレベル分類及び本県の対応

(令和3年12月3日から運用)

国 評価 レベル	指標		求められる対策	国評価レベルに応じた県の主な対応(注1)			
	1週間 新規感染者数	病床 占有率等		外出・移動	飲食店	イベント	事業所
4 避けたい レベル	—	最大確保病床数 を超過	・県及び医療現場の判断でさらなる一般医療の制限、保健所の積極的疫学調査の重点化	県内全域に、レベル3よりも強い活動の自粛や制限等を要請			
3 対策を 強化すべき レベル	—	3週間後に 確保病床数に到達 または 現状で病床占有率 や重症病床占有率 50%超	・県民等へ強い呼びかけ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等、各地域にふさわしい対策	・県内・県外の感染リスクが高い場所への外出、他県への不要不急移動自粛(注2)	・営業時間短縮や休業、酒類提供等の自粛(注2)	・開催規模(参加人数や収容率)の制限(注2)	・出勤者の削減等を強力に推進 ・施設の入場者整理等
2 警戒を 強化すべき レベル	①かつ②~⑤のいずれか  (状況) ①2週連続増加 (10万人当たり) ②7.5人以上	③3週間後に 50%以上 ④20%以上  (入院患者数) ⑤100人以上	・感染リスクの高い行動回避の呼びかけ、感染拡大防止に必要な対策実施、保健所の体制強化、必要病床の段階的確保、レベル3での対策の準備	医療ひっ迫が懸念される地域において活動の一部自粛等を要請 状況に応じて重点措置の適用を要請(注3)			
1 維持すべき レベル	—	—	・接種率向上、追加接種 ・医療体制強化 ・総合的感染対策の継続	・県内、県外の感染リスクが高い場所への外出、緊急事態措置区域等への不要不急の移動自粛(注2)	・県内の感染拡大地域で営業時間短縮等(注2)	・感染拡大の兆候等があった場合、主催者に必要な協力を要請	・業種別ガイドラインの遵守 ・人との接触低減の取組実施の徹底
0 感染者 0 レベル	—	—	同上	同上	同上	同上	同上

(注1) 実際の対応は、感染状況や医療のひっ迫状況等を踏まえ、必要なものを実施する

(注2) 認証店やワクチン・検査パッケージ適用の場合は要件を緩和(より強い措置が必要な場合は緩和しない)

(注3) 重点措置が適用された場合、重点措置区域内ではレベル3に相当する対応も実施する